

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大阪合同庁舎第1号館PCB廃棄物処分業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 井上 智夫 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館
契約締結日	令和 2年 7月20日
契約の相手方の氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥54,454,400-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥54,454,400-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、大阪合同庁舎第1号館に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である蛍光灯安定器、砂及びウエス（以下、「高濃度PCB廃棄物」という。）の処分を行うものである。</p> <p>PCBは人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）第10条に、「保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他事情を勘案して政令で定める期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。」と記載されている。また、環境省において、PCB特別措置法第6条で定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物基本処理計画（平成28年7月26日改訂版）」を公表しており、この中で「中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事実上我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業者」と記載されている。故に現在、高濃度PCB廃棄物の処理が可能なのは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。</p> <p>よって、当該業者と随意契約を行うものである。</p>
備 考	